

令和四年 第二回臨時会

# 市長説明要旨

南アルプス市

本日ここに、令和四年第二回臨時会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

市議会第二回臨時会に提出いたしました案件は、契約案一件、財産の取得案一件、合わせて二件であります。

はじめに、議案第五十九号、「若草保育所園舎建築工事（建築主体工事）請負契約の締結について」であります。

去る七月二十五日に行われた一般競争入札の結果、長田組土木・市川工務店若草保育所園舎建築工事（建築主体工事）共同企業体と五億四千六百七十万円で請負契約を締結するものであり、地方自治法第九十六条第一項第五号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分範囲を定める条例第二条の規定により、議会の議決を必要とするため提出するものであります。

次に、議案第六十号、「財産の取得（基幹ネットワーク機器）」について「であります。

情報ネットワーク基幹機器の老朽化、並びにメーカーサポートが終了を迎えることから、安定稼働を保つため機器の更改をするもので、去る七月十四日に行われた一般競争入札の結果、株式会社Y S K e | c o mと三千三百一万四千三百円で物品購入契約を締結するものであり、地方自治法第九十六条第一項第八号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分<sup>ワイエスケイコーポム</sup>の範囲を定める条例第三条の規定により、議会の議決を必要とするため提出するものであります。

以上、提出案件についての説明を終わります。

何卒、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

令和四年八月四日

南アルプス市長 金丸 一元